

西宮市地域防災計画及び水防計画の主な修正案（概要）

1 熊本地震の課題を踏まえた修正

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受けて、国や様々な機関が調査、研究を行い、有効な対策の検討が進められているが、市独自で早急に取り組むことが出来るものについて国等の動向を待たずに修正するもの。

(1) 大規模地震の連続発生を想定 資料 2_P3, P5, P27-28, P79-81

大規模地震の連続発生を前提とした行動を住民等へ注意喚起（啓発）、被災建築物及び宅地の応急危険度判定における体制強化について記載する。

(2) 市役所本庁舎が使用不可の場合における代替施設の特定制 資料 2_P49

災害対策本部機能を確保するために、市関係施設から代替可能な施設を特定（東館、上下水道局庁舎、消防局庁舎）する。

(3) 避難所運営の初動体制を強化 資料 2_P71

学校や指定管理施設である避難所の迅速な運営体制を構築するため、学校職員等や指定管理者による避難所の開設協力や初動対応について記載する。

(4) みなし仮設住宅の借上げ提供 資料 2_P28, P83

- ・公共住宅、公的住宅等の応急建設住宅だけでは不足する場合、被災状況や地域の事情等、必要に応じて民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅を提供することを記載する。
- ・平時からの不動産業界との連携強化について記載する。

2 社会福祉施設等への情報伝達の強化 資料 2_P65 資料 3_P3

平成 28 年台風第 10 号の際、避難勧告等が適切に伝達されず、社会福祉施設で人的被害が発生した。このことを受け、災害時要援護者の安全を確保するために、水害・土砂災害を含む各災害に備えた情報伝達の強化（直接伝達）について記載する。

3 土砂災害警戒区域等における災害防止対策 資料 2_P15

市内で初めて土砂災害特別警戒区域が指定されたことにより、以下について修正する。

- ・土砂災害特別警戒区域に関する措置について記載する。
- ・土砂災害特別警戒区域の一覧を記載する。

4 緊急避難場所及び避難所の体系整理 資料 2_P32-40

本市が定めている避難地及び避難所を、災害対策基本法の改正に伴う避難場所等の定義と合致するよう整理する。

5 その他法改正、上位計画修正に伴う修正

(1) 災害対策基本法の改正に伴う修正

① 港湾管理者による緊急車両等の交通確保を強化 資料 2_P44, P73-74

災害対策基本法の改正に伴い、災害時の放置車両や立ち往生した車両等により、緊急車両等の通行に著しく支障をきたす際の対応として、港湾管理者による移動等に関する措置命令及び港湾管理者自らによる措置を記載する。

② 環境大臣による災害廃棄物の代行処理 資料 2_P45, P78-79

大規模な災害が発生した場合、市長が環境大臣に代行処理の要請を行うことを記載する。

(2) 水防法の改正に伴う修正

雨水出水・高潮の浸水想定区域の指定があった場合の対応 資料 2_P13, P40

雨水出水・高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして、施設管理者等が雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を指定した場合は、

- ・ハザードマップ、ホームページ、市政ニュース等を通じて、危険性や避難方法等を周知する旨を記載する。
- ・周辺地域住民等に対し、積極的な自主防災行動（災害前兆現象の通報等）を促すことを記載する。

(3) 防災基本計画の修正に伴う修正

① 実効性のある避難行動の促進

- ・ハザードマップ等の作成（更新）時に「早期の立退き避難が必要な区域」を明示することを記載する。 資料 2_P40
- ・避難誘導等警戒避難体制を計画する際は、水害と土砂災害、複数河川による氾濫等の複合的な災害の発生を考慮することを記載する。 資料 2_P13-14
- ・近隣市に緊急避難場所を設置検討することを記載する。 資料 2_P33

② 適切な避難行動を促す情報伝達

- ・逃げ遅れるなど、立退き避難を行うことでかえって生命又は身体に危害が及ぶ恐れがある場合は、屋内に避難し安全確保を行うなど適切な避難行動について記載する。
資料 2_P5-6
- ・日本工業規定に基づく図記号（ピクトグラム等）を使用した防災サインの整備に関する事項を記載する。 資料 2_P26

(4) 兵庫県水防計画の修正に伴う修正

水防団員等の安全配慮規定 資料 3_P1

平成 28 年 2 月に改定された国土交通省作成の「水防計画作成の手引き」を踏まえ、以下を記載する。

- 水防活動は複数人で行うこと
- 不測の事態に備えた待避関連事項の周知徹底
- 水防団員等の安全確保に関する配慮事項

(5) 国県通知を受けて修正

避難準備情報等の名称変更 資料 2_P1 資料 3_P1

平成 28 年台風第 10 号の際、避難勧告等が適切に伝達されず社会福祉施設で人的被害が発生した。このことを受け、国が避難準備情報等の名称を伝わりやすい名称に変更した旨を本市地域防災計画及び水防計画でも修正する。

6 その他

時点修正や軽微な修正及び訂正